

事務連絡  
平成25年12月2日

一般社団法人 日本循環器学会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

心臓機能障害におけるペースメーカー等植え込み者の  
障害認定基準の見直しに関する周知について（依頼）

時下、貴学会におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より身体障害者手帳制度をはじめ厚生労働行政の運営に御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、心臓機能障害の障害認定基準においては、ペースメーカー、体内植え込み型除細動器（ICD）等（以下「ペースメーカー等」という。）を植え込んだ方については、一律1級としてきたところです。しかしながら、近年、厚生労働科学研究の報告等において、医療技術の進歩により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多いことなどを踏まえ、この障害認定基準の見直しの必要性を指摘されているところです。

今般、心臓機能障害におけるペースメーカー等植え込み者の障害認定基準について、医学専門家からなるワーキンググループ（座長：江藤文夫国立障害者リハビリテーションセンター顧問）において検討を行い、見直し案をとりまとめ、厚生労働省疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会（座長：葛原茂樹鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授）に見直しの了承をいただいたところです。

今後、平成26年4月からの施行に向けて関係通知の改正等を予定しており、改正の状況について、随時、貴学会に情報提供させていただきます。

つきましては、別添資料を作成しましたので、心臓機能障害におけるペースメーカー植え込み者の障害認定基準の見直しについて理解いただくとともに、貴学会会員の皆様に対して、ホームページや広報誌の掲載等により広く周知していただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

課長補佐 森岡（内線 3019）

係 長 青木（内線 3029）

TEL 03-5253-1111